

# 日露戦争における捕虜経費の支弁について

伊藤信哉  
(本学非常勤講師)

## 1. 問題の所在

- ・日露戦争の際の、日本官民によるロシア側捕虜に対する「厚遇」はよく知られている。  
例：捕虜（兵卒）1人当りの食費…日本兵が16銭前後であったのに対し、30銭を充てる
- ・では、そのための経費（約5000万円）は、誰が負担したのか？  
→1903年度歳出総額（約2億5000万）の2割にあたる巨額

## 2. 捕虜と捕虜経費の発生

### (1) 捕虜の発生

1904年2月8日 日露開戦（宣戦布告は10日）

1904年3月18日 松山に最初の捕虜収容所が開設

以後、丸亀・姫路・福知山など、合計29か所に設置

1904年5月上旬 鴨緑江会戦の前後に九連城付近で士官21名、下士卒573名を捕虜

以後、翌年8月ごろまでに79,367人のロシア将兵を捕虜とする

（内訳：将官24名、士官2223名、下士卒77,120名〔相当官含む〕）

※戦時編制の師団の定員は約25000人…上記の捕虜数は3箇師団以上に相当

### (2) 捕虜の取扱い

#### ① 国際法上の位置づけ

1899年「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」附属書「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」

第四条二項 俘虜ハ人道ヲ以テ取扱ハルヘシ。

第七条一項 政府ハ、其ノ権内ニ在ル俘虜ヲ給養スヘキ義務ヲ有ス。

同条二項 交戦者間ニ特別ノ協定ナキ場合ニ於テハ、俘虜ハ、糧食、寝具及被服ニ関シ之ヲ捕ヘタル政府ノ軍隊ト対等ノ取扱ヲ受クヘシ。

※同条約は1907年の第二回ハーグ会議で改訂されたが、上記の条文には変更なし

#### ② 捕虜取扱いの流れ

捕虜→前線から後送→所定の港から乗船→日本へ輸送→所定の港に上陸・検疫→国内移送→所定の施設に収容→収容所での給養／病院での治療（→別の収容所へ移動）→国内移送→所定の港から乗船→ロシア政府に引渡し（死亡の場合は埋葬）

#### ③ 投ぜられた捕虜経費の総額（資料A参照）

a. 輸送費	573万8575円46銭4厘
b. 給養（食糧・被服・消耗品など）及び治療費	4026万9756円46銭6厘
d. 収容所の建設費	82万7776円54銭
e. 収容所の警備・取締関係費	217万3241円31銭6厘
f. 諸雑費（捕虜埋葬費・俘虜情報局に関する経費等）	8万6090円96銭
合計	4909万5440円74銭6厘
cf. 日露戦争全体で日本政府が投じた金額（18億2629万483円92銭9厘）の2.7%	
1903年度歳出（約2億4959万6000円）の19.7%	

### 3. 捕虜経費の捻出方法

誰が巨額の経費を負担するか?…国際法には一般的な規定は存在せず

#### (1) 捕虜自身：「労役」などを課することで、必要な経費を自ら捻出させる方法

日露戦争の際には採用されず

〈理由〉

- ① 捕虜自身にその意思が乏しかった（低賃金で不慣れな労働に従事する意欲なし）
- ② 日本政府も、労働を強制する方針を採らず
  - …言語や習慣を異にする外国人捕虜を使用するのは非効率
  - …軍費捻出のため、不急の公共事業などはなるべく中止・延期する方針
  - 労役を行う場そのものが少い

#### (2) ロシア政府：戦後、賠償金などとして支払わせる方法

しかし交戦中は、とりあえず日本政府が立替えておく必要あり。

#### (3) 日本政府：国家予算から支弁する方法

通常の家計の2割にものぼる金額を、簡単に捻出するのは不可能

→ 想定される捻出方法としては①増税②公債の発行の2種類

① 増税：巨額の軍費（予算額にして20億円弱）を調達するため、さまざまな形で増税が試みられる。

地租・所得税などの増徴、煙草と塩の専売制度の導入、相続税の新設など

…1904年度に6220万円、05年度に7413万円の増収に成功するが、絶対的に不足

② 公債発行：国内外で合計15億円以上を発行

…軍費調達の中心的手段となる

→ 今回は、とりあえず(3)が採用される。

しかもその大半は、公債発行（借金）で賄われることとなったと推定される。

### 4. 講和交渉と捕虜経費の清算

日本代表は、戦勝国の地位を利用して、捕虜経費の取り立てをおこなうべく交渉に臨んだ。

#### (1) 両国政府の当初の方針

日本…ロシア側から賠償金を取り立て、投じた軍費（捕虜経費も含む）を回収する

ロシア…形式的な名目はともかく、「賠償金」の支払はあくまでも拒否する

#### (2) 講和交渉の経緯

日本側…ローズヴェルト大統領の助言を容れて、ロシアを刺戟しないよう

「賠償金 indemnity」の名義は避け、「軍費払戻金 reimbursement」として

12億円を要求

※日清戦争では、軍費2億円に対して約4億5000万円（三億両）を要求し、結局3億円を獲得。

ロシア側…あくまで支払を拒絶。しかし捕虜経費の償還（相互清算）については、

交渉の最初の段階で自発的に提議

→ 交渉の結果「捕虜経費は清算するが、賠償金は支払わない」ことで合意

→ポーツマス条約（1905年9月5日調印／10月15日批准発効）で、両国捕虜の送還と、  
経費の清算を規定

第十三条一項 本条約実施ノ後成ルヘク速ニ一切ノ俘虜ハ互ニ之ヲ還付スヘシ（後略）

二項 日本国政府及露西亜国政府ハ俘虜引渡完了ノ後成ルヘク速ニ俘虜ノ捕獲又ハ投降ノ日ヨリ死亡又ハ引渡ノ時ニ至ルマテ之カ保護給養ノ為ニ各負担シタル直接費用ノ計算書ヲ互ニ提出スヘシ同計算書交換ノ後露西亜国ハ成ルヘク速ニ日本国カ前記ノ用途ニ支出シタル實際ノ金額ト露西亜国カ同様ニ支出シタル實際ノ金額トノ差額ヲ日本国ニ払戻スヘキコトヲ約ス

### (3) 捕虜送還と経費償還作業の実際

① 捕虜の送還：1905年末から翌06年にかけて実施

#### ② 経費の償還

ロシア側：1907年2月18日 ロシア公使バクメテフから林董外相に対して文書で通知  
→159万2011ルーブル12コペック（資料B参照）

※日本側の捕虜の数はおよそ2000名であった。

日本側：各省の数字をまとめ、大蔵省から外務省に通知（1907年6～7月）

→外務省からロシア側に伝達（4909万5440円74銭6厘）

その後、両者を相殺した金額をロンドンで授受することとなる。

→1907年11月23日、486万440ポンド19シリング6ペンス（4745万2485円23銭8厘）を受領

→その全額が、臨時収入として国庫に納められた（1907年度決算で処理）

→歳入総額（約8億5700万円）の5.5%

所得税収入（約2729万円）の1.7倍に当る金額

おわりに

- ・巨額の負担を強いた「捕虜の厚遇」策に政府内外から反対は出なかったのか？  
…条約上の義務を超えていた／日本側の捕虜は必ずしも厚遇されなかった
- ・なぜ、日露戦争のときに、それだけの厚遇が実現しえたのか。
- ・その後の戦争における捕虜の待遇との「思想的」「政策的」つながりはあったのか。

資料A：日本側の捕虜経費内訳

(出典：外務省外交史料館所蔵記録5. 2. 8. 32「日露戦役ニヨル両国俘虜収容費関係雑纂」)

①明治40年6月19日付 阪谷蔵相発林外相宛官房秘第1499号 別紙(イ) (ロ) (ハ)

②明治40年7月11日付 阪谷蔵相発林外相宛官房秘第1713号別紙 (ニ) (ホ)

◎陸軍省所管俘虜収容費計算書 4826万5714円

一 輸送費 528万9327円

内 294万5210円 戦地より内地上陸地まで鉄道船舶輸送間の諸費

18万9553円 検疫に要せし諸費

19万5580円 内地上陸地より各収容所迄旅費

25万9794円 内地収容所間の移転費

11万2032円 各収容所より引渡地に至る旅費

134万7378円 旅順解放者諸費

23万9780円 樺太解放者諸費

二 給与及治療費 4019万6617円

内 820万2438円 戦地に於ける給与及治療諸費

2051万0343円 内地収容中に於ける諸費 (内地上陸より明治38年11月10日迄の分)

429万4008円 引渡開始期より同終了迄に内地収容中要せし諸費

(明治38年11月11日より引渡し終了迄の分)

249万5488円 旅順解放者諸費

14万7761円 樺太解放者諸費

454万6579円 俘虜附添職員及俘虜患者に伴ふ衛生部員諸費

三 収容所諸費 82万5792円

内 82万5792円 俘虜収容所諸費

四 保護及取締諸費 186万9347円

内 8万6095円 俘虜収容所取締憲兵諸費

178万3252円 臨時勤務隊諸費

五 雑費 8万4631円

内 7万7454円 俘虜情報局諸費

7117円 俘虜引渡委員諸費

◎海軍省所管俘虜收容費計算書 52万4769円34銭

- 一 輸送費 44万9248円46銭4厘
  - 内 31万2210円64銭8厘 捕虜護送艦隊経費（捕虜搭載回航艦共）
  - 4万4237円87銭 捕虜護送者及関係人の諸費
  - 9万2799円94銭6厘 捕虜陸軍へ引渡費
- 二 給与及治療費 7万3139円46銭6厘
  - 内 866円50銭 捕虜救助に関する諸手当
  - 3万4715円 4銭5厘 捕虜收容及給養費
  - 3万7557円92銭1厘 捕虜治療費
- 三 收容所諸費 1984円54銭
  - 内 1984円54銭 捕虜收容所仮設費
- 四 雑費 396円87銭
  - 内 388円17銭 捕虜埋葬費
  - 8円70銭 捕虜遺物運搬費

◎大蔵省省所管俘虜收容費計算書 1110円41銭

- 一 保護及取締費 47円32銭
  - 内 47円32銭 税関監吏出張旅費
- 二 雑費 1063円9銭
  - 内 1063円9銭 俘虜所持金交換費

◎内務省省所管俘虜收容費計算書 30万3846円99銭6厘

- 一 保護及取締費 30万3846円99銭6厘
  - 内 5974円94銭6厘 警部俸給
  - 14万5343円62銭5厘 巡查俸給
  - 7万5850円11銭1厘 警部巡查諸給与
  - 4763円25銭 警視警部旅費
  - 2万5127円27銭 巡查旅費
  - 4002円57銭1厘 吏員諸給与
  - 2万4666円96銭1厘 設備費
  - 9628円77銭2厘 消耗品費
  - 2453円63銭9厘 通信運搬費
  - 6035円85銭1厘 雑費
- 備考 右金額を出途に就き区分すれば左の如し
  - 16万3077円76銭4厘 国庫費
  - 13万1305円18銭 地方費
  - 9464円 5銭2厘 市町村費

◎帝国政府の支出に係る露国俘虜収容費総計算書

一	輸送費	573万8575円46銭4厘	
	内	528万9327円	陸軍省所管
		44万9248円46銭4厘	海軍省所管
二	給与及治療費	4026万9756円46銭6厘	
	内	4019万6617円	陸軍省所管
		7万3139円46銭6厘	海軍省所管
三	収容所諸費	82万7776円54銭	
	内	82万5792円	陸軍省所管
		1984円54銭	海軍省所管
四	保護及取締費	217万3241円31銭6厘	
	内	186万9347円	陸軍省所管
		30万3846円99銭6厘	内務省所管
		47円32銭	大蔵省所管
五	雑費	8万6090円96銭	
	内	8万4631円	陸軍省所管
		396円87銭	海軍省所管
		1063円 9銭	大蔵省所管
合計		4909万5440円74銭6厘	
	内	4826万5714円	陸軍省所管
		52万4769円34銭	海軍省所管
		30万3846円99銭6厘	内務省所管
		1110円41銭	大蔵省所管

①明治40年（1907年）2月18日付（19日接受）ロシア公使？バクメテフ→林外務大臣宛

俘虜収容費（被服・食糧・医療・住所及び給養費）	840,979ルーブル27コペック
俘虜輸送費	169,349ルーブル32コペック
護衛兵ノ給養及輸送費	567,609ルーブル60コペック
雑費	14,072ルーブル93コペック
合計	1,592,011ルーブル12コペック

総計算書附録第一号

本計算書の基礎となる人員数

俘虜員数

将校： 111名  
兵卒：1962名  
婦人： 1名

右員数ノ内

第一：期限前ニ解放シタル者

将校：14名  
兵卒：31名  
小計：45名

第二：死亡者

兵卒：23名

第三：引渡ヲ為シタル者

(a)満洲ニ於イテ

将校：4名  
兵卒：224名

(b)欧洲国境及聖比特斯ニ於イテ

将校：93名  
兵卒：1684名  
婦人： 1名

各俘虜ノ収容期間

俘虜ト為リタル日ヨリ引渡シノ日マデ

	将校	兵卒
輸送日数		102,101日
	46,653日	
収容所在泊日数		438,583日
病院在泊日数	----	63,471日
小計	46,653日	604,155日

②1907年5月15日着本野公使發林外相宛第132号電信

日本へ支払フベキ捕虜収容費ノ為メ四千五百九十三萬一千九百四十九留六十一哥ノ

臨時支出大蔵省ノ要求トシテ五月十三日下院ニ提出セラレタリ

4593万1949ルーブル61コペイカ

③明治40年6月19日付 阪谷蔵相發林外相宛官房秘第1499号

別紙(イ)

陸軍省所管俘虜收容費計算書

一 輸送費 528万9327円

内

294万5210円 戦地より内地上陸地まで鉄道船舶輸送間の諸費  
18万9553円 検疫に要せし諸費  
19万5580円 内地上陸地より各收容所迄旅費  
25万9794円 内地收容所間の移転費  
11万2032円 各收容所より引渡地に至る旅費  
134万7378円 旅順解放者諸費  
23万9780円 樺太解放者諸費

二 給与及治療費 4019万6617円

内

820万2438円 戦地に於ける給与及治療諸費  
2051万0343円 内地收容中に於ける諸費 (内地上陸より明治38年11月10日迄の分)  
429万4008円 引渡開始期より同終了迄に内地收容中要せし諸費  
(明治38年11月11日より引渡し終了迄の分)  
249万5488円 旅順解放者諸費  
14万7761円 樺太解放者諸費  
454万6579円 俘虜附添職員及俘虜患者に伴ふ衛生部員諸費

三 收容所諸費 82万5792円

内

82万5792円 俘虜收容所諸費

四 保護及取締諸費 186万9347円

内

8万6095円 俘虜收容所取締憲兵諸費  
178万3252円 臨時勤務隊諸費

五 雑費 8万4631円

内

7万7454円 俘虜情報局諸費  
7117円 俘虜引渡委員諸費

合計 4826万5714円



別紙(ロ)

海軍省所管俘虜收容費計算書

- 一 輸送費 44万9248円46銭4厘  
内  
31万2210円64銭8厘 捕虜護送艦隊経費 (捕虜搭載回航艦共)  
4万4237円87銭 捕虜護送者及関係人の諸費  
9万2799円94銭6厘 捕虜陸軍へ引渡費
- 二 給与及治療費 7万3139円46銭6厘  
内  
866円50銭 捕虜救助に関する諸手当  
3万4715円 4銭5厘 捕虜收容及給養費  
3万7557円92銭1厘 捕虜治療費
- 三 收容所諸費 1984円54銭  
内  
1984円54銭 捕虜收容所仮設費
- 四 雑費 396円87銭  
内  
388円17銭 捕虜埋葬費  
8円70銭 捕虜遺物運搬費
- 合計 52万4769円34銭

別紙(ハ)

大蔵省所管俘虜收容費計算書

- 一 保護及取締費 47円32銭  
内  
47円32銭 税関監吏出張旅費
- 二 雑費 1063円9銭  
内  
1063円9銭 俘虜所持金交換費
- 合計 1110円41銭

④明治40年7月11日付 阪谷蔵相発林外相宛官房秘第1713号

別紙(ニ)

内務省省所管俘虜収容費計算書

- 一 保護及取締費 30万3846円99銭6厘  
内  
5974円94銭6厘 警部俸給  
14万5343円62銭5厘 巡查俸給  
7万5850円11銭1厘 警部巡查諸給与  
4763円25銭 警視警部旅費  
2万5127円27銭 巡查旅費  
4002円57銭1厘 吏員諸給与  
2万4666円96銭1厘 設備費  
9628円77銭2厘 消耗品費  
2453円63銭9厘 通信運搬費  
6035円85銭1厘 雑費

備考 右金額を出途に就き区分すれば左の如し

- 16万3077円76銭4厘 国庫費  
13万1305円18銭 地方費  
9464円 5銭2厘 市町村費

別紙(ホ)

帝国政府の支出に係る露国俘虜収容費総計算書

- 一 輸送費 573万8575円46銭4厘  
内  
528万9327円 陸軍省所管  
44万9248円46銭4厘 海軍省所管
- 二 給与及治療費 4026万9756円46銭6厘  
内  
4019万6617円 陸軍省所管  
7万3139円46銭6厘 海軍省所管
- 三 収容所諸費 82万7776円54銭  
内  
82万5792円 陸軍省所管  
1984円54銭 海軍省所管
- 四 保護及取締費 217万3241円31銭6厘  
内  
186万9347円 陸軍省所管  
30万3846円99銭6厘 内務省所管  
47円32銭 大蔵省所管
- 五 雑費 8万6090円96銭  
内

8万4631円	陸軍省所管
396円87銭	海軍省所管
1063円 9銭	大蔵省所管

合計 4909万5440円74銭6厘  
内

4826万5714円	陸軍省所管
52万4769円34銭	海軍省所管
30万3846円99銭6厘	内務省所管
1110円41銭	大蔵省所管